

群馬県主催

令和元年度群馬県被災建築物応急危険度判定講習会(第1回)のお知らせ

(群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条に基づく講習会)

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建築物を速やかに調査し、余震による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することで、二次的災害を防止するために設けられた制度です。

大規模地震が発生した場合には、短時間で多くの被災建築物の判定が求められることから、多くの判定士の協力が必要となるため、下記により講習会を開催いたします。

本講習会を受講された方は、被災建築物応急危険度判定士として県に登録し、被災した市町村で実施される判定活動に、防災ボランティアとして参加をお願いすることになります。

この機会に多くの建築士の方に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 開催日時 令和元年9月5日(木) 13:30~16:45 (定員60名)
- 会場 群馬県庁29階292会議室(前橋市大手町1-1-1)
※駐車場は県庁県民駐車場をご利用ください。
※駐車料金の減免をいたしますので、駐車券を会場にお持ちください。
- 受講料 無料
- 受講資格 1級建築士、2級建築士、木造建築士の方
- テキスト 被災建築物応急危険度判定マニュアル(当日配布)
- 申込方法 (別紙)の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、メール、FAX又は郵送にてお申し込みください。
メールアドレス: taka-kazu@pref.gunma.lg.jp
FAX番号: 027-221-4171
郵送先: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県 県土整備部 建築課 企画指導係
- 申込期間 令和元年7月23日(火)~8月16日(金) ※郵送の場合は必着
※会場の都合上、定員に達し次第締め切りとさせていただきますので、予めご了承下さい。なお、申込締め切り後、受講対象者に受講票ハガキを送付いたします。
- その他 群馬県被災建築物応急危険度判定制度の概要につきましては、群馬県のホームページをご参照ください
群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/index.html>) より
トップページ>しごと・産業、農林・土木>土木・建築(事業者向け) 建築行政関連のページに『被災建築物応急危険度判定』の項目があります。
※既に被災建築物応急危険度判定士として登録されている方は、受講不要です。
- 申込み先 群馬県県土整備部建築課企画指導係
問合せ先 〒371-0870 前橋市大手町1丁目1-1 TEL: 027-226-3708(直通)

(別紙)

令和元年度群馬県被災建築物応急危険度判定講習会（第1回）受講申込書

(申込み締め切り 令和元年8月16日(金) 必着)

メールアドレス : taka-kazu@pref.gunma.lg.jp

F A X 番 号 : 0 2 7 - 2 2 1 - 4 1 7 1

郵 送 先 : 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県 県土整備部 建築課 企画指導係

(F A X で 申 し 込 む 場 合 は 、 番 号 の お 間 違 え の な い よ う お 願 い し ま す)

ふりがな		性別	男 ・ 女
受講者氏名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)		
建築士登録番号	(一級 二級 木造) 建築士 (都・道・府・県) 第 号		
連絡先	勤務先 ・ 自宅 (いずれかに○を付けてください)		
	〒 住所 :		
	TEL : FAX :		
勤務先名			
勤務先部課名			

※建築士番号欄の記載がない場合、受講修了証は交付されませんので、ご注意ください。また、二級建築士及び木造建築士の方は、登録都道府県名をご記入ください。

※受講票は、記載された連絡先の住所へ令和元年8月26日(月)以降に送付します。

※ご記入いただいた個人情報は、群馬県被災建築物応急危険度判定関係以外に使用することはありません。

※講習会当日は、受講票(申込期限後郵送)、筆記用具をお忘れになりませんようご注意ください。

駐車場ののご案内



電車の場合

JR前橋駅北口よりバスで10分

車の場合

関越自動車道前橋インターから国道17号
経由で10分

駐車場の都合上、なるべく乗り合わせで
ご来場ください。